

学校給食事業委託プロポーザル実施要領

令和 6年 9月

留 萌 市

目次

1	プロポーザルの概要	1
(1)	趣旨	1
(2)	事務局（担当窓口）	1
(3)	スケジュール	1
2	物件に関する事項	2
(1)	土地・建物の概要	2
(2)	土地利用規制等	2
(3)	特記事項	2
3	活用条件	4
(1)	基本的な考え方	4
(2)	事業実施にあたっての条件	4
4	応募に関する事項	5
(1)	本実施要領の配布	5
(2)	参加表明に関する事項	5
(3)	現地見学会の実施	7
(4)	質問書の受付及び回答	7
(5)	提案書類の提出	7
(6)	その他特記事項	8
5	事業者選定に関する事項	10
(1)	選定委員会の設置	10
(2)	選定委員会の運営	10
(3)	応募資格の喪失	10
(4)	審査方針	10
(5)	審査方法	10
6	売買契約に関する事項	11
(1)	仮契約締結及び議決後の本契約	11
(2)	売買代金の支払い	11
(3)	所有権の移転・引渡し	11
(4)	その他特記事項	12
7	その他	14

1 プロポーザルの概要

(1) 趣旨

現在、留萌市学校給食センターは、学校給食のみを給食提供する施設であることから年間の稼働時間や稼働日数が限定されていることに加え、児童生徒数の減少により、調理余剰能力が発生しています。

また、慢性的な調理員不足、物価高騰による学校給食費への影響、給食費の管理徴収に伴う教職員の業務負担、食物アレルギーの対応など、多岐にわたる課題を抱え、さらには今後も人口減少に伴う児童生徒数の急速な減少や市全体の労働力不足などから、将来的に学校給食事業の持続的運営が困難になることも想定され、子どもたちのために効率的で安定的な学校給食事業の運営が求められています。

このことなどを踏まえ、現在稼働している留萌市学校給食センターの建物（付帯設備含む）・土地・調理機器等の有償譲渡により、学校給食事業を民間委託し、効率的で安定した安全安心な学校給食を子どもたちへ提供するとともに民間ならではのノウハウやアイデアによる施設の利活用に期待しているところです。

有償譲渡にあたっては、事業者の企画提案内容等を総合的に評価し、最も優れた応募者を優先交渉者として決定する公募型プロポーザル方式により、事業者を選定します。

(2) 事務局（担当窓口）

名 称：留萌市教育委員会学校給食センター

住 所：〒077-0011 留萌市東雲町1丁目76番地の4

電 話：0164-42-2079 FAX：0164-43-9292

メール：bz574313@bz04.plala.or.jp

(3) スケジュール

項 目	期 間
実施要領の公表	令和6年 9月17日（火）
参加表明書類の受付	実施要領の公表から 令和6年 9月26日（木）まで
現地見学会	令和6年 9月24日（火）から 令和6年10月 1日（火）まで
質問の受付	令和6年 9月24日（火）から 令和6年10月 1日（火）まで
質問の回答	質問の受付から随時 令和6年10月 4日（金）
企画提案書類の受付	令和6年 9月26日（木） 令和6年10月28日（月）まで
プレゼンテーションの実施	令和6年11月上旬
最終審査結果の通知	令和6年11月上旬
契約締結（予定）	令和6年12月中旬

2 物件に関する事項

(1) 土地・建物の概要

所在及び地番	留萌市東雲町1丁目76番地の4
敷地面積 (㎡)	2,365㎡
施設名称	共同調理場 (調理場、事務室、研修室、他)
延床面積 (㎡)	本体棟 868.80㎡ 附属棟 115.24㎡ 計984.04㎡
建築年	平成3年1月
構造・階数	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨構造) 平屋建て
耐震補強工事	新耐震基準対応
その他	構造物一式 (調理設備等)

※詳細は、物件説明書【資料1】及び各種図面【資料2】を参照

(2) 土地利用規制等

用途地域	工業地域
建蔽率	60パーセント
容積率	200パーセント
その他	騒音規制第三種区域、振動規制第二種区域
周辺道路	東5丁目通り (市道 幅員8m) (建築基準法第42条1項1号道路)

(3) 特記事項

ア 埋設物

本物件には、地下埋設物 (5,000L重油地下タンク) があります。

イ アスベスト (石綿)

未使用

ウ PCB

未使用

エ 登記

土地及び建物は、測量による実測値に基づき登記済み。

オ 工事履歴

主な工事の履歴は【資料1】のとおり。

カ 図面の閲覧

【資料2】に示す施設等の図面 (設計図・竣工図) などの閲覧ができます。

ただし、コピー、写真撮影等はできません。

(ア) 閲覧期間

実施要領等の公表日から令和6年9月26日 (木) まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から16時まで

(イ) 閲覧の申込み

閲覧は事前申し込み制とします。閲覧を希望する場合は、FAX又はメール（任意様式）に法人名、代表者氏名、連絡先、閲覧希望日を明記の上、事務局あてにお申込みください。

キ 設備等に関する維持管理

(ア) 光熱水費

過去5ヶ年（令和元年度から令和5年度まで）の本物件における光熱水費は【資料3】のとおりです。

(イ) 設備等の維持管理

主な施設の機器については【資料1】のとおりです。設備使用にあたっては、必要な調査、点検等を行った上で使用してください。なお、それらの調査、点検及び必要となる改修等に伴う費用は、全て買受事業者の負担とします。

3 活用条件

(1) 基本的な考え方

現学校給食センターは、学校給食の提供を現在まで行ってきた施設であり、市は学校の設置者として、今後も引き続き安全安心な学校給食を市内小中学校の児童生徒へ提供する責任があります。

また、近年、人口減少に伴い児童生徒数も減少しており、この傾向が今後も引き続くと考えられ、将来的な給食事業の安定的・効率的な運営が求められています。

さらには、現施設については、土日祝日の休日に加え、小中学校の長期休業期間（夏休み、冬休み、春休み）も休業となるため、年間160日以上も稼働していない施設であり、稼働時間についても、学校給食として昼食1食の調理のみとなっており、現在、約2,000食の調理能力を有しておりますが、児童生徒や教職員を含めた給食数は約1,200食となっており、調理の余剰能力が発生しています。

このような現状を踏まえ、提案にあたっては、安定した安全安心の学校給食の提供のみならず、市の課題解決や地域振興にもつながる施設の有効活用などについて企画提案書に記載してください。

(2) 事業実施にあたっての条件

留萌市学校給食事業委託仕様書（以下、「仕様書」という）を最低条件として提案してください。

4 応募に関する事項

(1) 本実施要領の配布

留萌市ホームページにおいて公表・配布します。

(2) 参加表明に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次のとおり書類を提出すること

ア 応募者の資格要件

- 応募者は、単体の事業者であること。
- 提案内容を自ら適切に実施できること。
- 提案内容の実施に必要な免許、知識、経験、資力、信用及び技術的能力を有すること。
- 指定期日までに売買代金の支払いが可能であること（指定期日までに売買代金の支払いができない場合は、契約保証金は本市に帰属し、契約は解除します。）
- 次のいずれの項目にも該当しないこと。
 - ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ・ 本市との契約等において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（手続きの開始の決定後の者を除く。）など経営状態が著しく不健全な者
 - ・ 地方税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者

イ 参加表明書の提出

(ア) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(イ) 提出期限

令和6年9月26日（木）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から16時までとします。

(ウ) 応募資格書類一覧

応募資格の審査にあたり、次の書類を提出してください。

応募書類	部数
①公募型プロポーザル参加表明書【様式1】	1 部
②法人概要等・事業経歴書【様式2】	1 部
③法人登記履歴事項全部証明書（発行後3カ月以内の原本に限る。）	1 部
④印鑑証明書（「代表者の印」など法務局に届出がされた印鑑の証明書で、発行後3カ月以内の原本に限る。）	1 部
⑤ 定款（複写物可）	1 部
⑥ 法人の経営状況を証明する書類 ・前3事業年度の会社法（平成17年法律第86号）に定める計算書類及び連結計算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）並びに附属証明書又はこれらに相当する書類 ・上記に加え、キャッシュフロー計算書を作成している法人は前3期分の計算書 ・前3事業年度の事業報告書又はこれらに相当する書類 ・有価証券報告書（上場企業の場合）又はこれらに相当する書類 ・前3事業年度の税務報告書（修正申告がある場合は修正申告書を含む。） ・勘定科目内訳書（法人税申告書添付）	1 部
⑦ 納税を証明する書類（納税証明書）等 ・市区町村税 本実施要領の配布開始日以降に発行された、課税されている全ての項目について未納がない旨の証明書（契約の権限を委任しない場合は本店、委任する場合は受任者となる支店等の所在地の市区町村が発行する納税証明書。 ・消費税及び地方消費税 ・法人税 本実施要領の配布開始日以降に発行された、未納がない旨の証明書（その3の3）（本店所在地を所管する税務署が発行する納税証明書） ※納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書【様式3】を提出すること。	各 1 部
⑧ 法人の案内書又はこれらに相当する書類（パンフレット等）	1 0 部

(3) 現地見学会の実施

ア 実施日 令和 6 年 9 月 2 4 日 (火) から
令和 6 年 1 0 月 1 日 (火) まで

イ 集合場所 留萌市学校給食センター 玄関前

ウ 留意事項

(ア) 本見学会への参加は任意です。なお、参加により、公募において何らかの優位性が付与されるものではありません。

(イ) カメラ等による撮影を認めますが、本公募に係る検討以外の目的による使用及び SNS やホームページ等への掲載を禁止します。

(ウ) 見学会に参加しない場合でも、見学会での説明内容は了知しているものとみなします。

エ 参加申込

参加を希望する場合は、【様式 4】に記入の上、事務局あてに F A X 又はメールで令和 6 年 9 月 2 0 日 (金) までにお申し込みください。

(4) 質問書の受付及び回答

応募を予定する者から、本実施要領に関する質問を受け付けます。

ア 質問受付期間 令和 6 年 9 月 2 4 日 (火) から
令和 6 年 1 0 月 1 日 (火) まで

イ 質問受付方法

【様式 5】に記入の上、事務局あて F A X 又はメールで提出してください。

メールで提出する場合は、件名を「学校給食事業委託に関する質問書 (●●)」(●●は法人名) とし、質問書のファイルを添付してください。

ウ 質問書に対する回答の公表

質問に対する回答は、本市ホームページで、令和 6 年 1 0 月 4 日 (金) を予定しています。回答の公表をもって、本実施要領の追加、修正及び解釈に関する補足とします。

回答にあたっては、法人名等の公表はいたしません。なお、単に意見の表明と解されるものなどについては、回答しないことがあります。

(5) 提案書類の提出

ア 応募方法

応募者は、事前に来庁日時を事務局に電話予約し、応募書類を事務局まで持参してください。郵送による提出は受け付けません (受け付けせず、返送もしません)。

イ 提出期限

令和 6 年 9 月 2 6 日 (木) から令和 6 年 1 0 月 2 8 日 (月) まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く、9 時から 1 6 時までとします。

ウ 応募書類の受理

応募書類の受理時において、事務局は受付印を押印し、受付番号を記載の上、応募書類の持参者に受領書を交付します。

エ 応募書類一覧

応募にあたり、次のものを提出してください。

【提案内容に係る書類】

応募書類	部数
① 応募申込書【様式6】	10部
② 企画提案書【様式7】	10部
③ 価格調書【様式8】及び【様式9】(封筒に入れ、封筒に封印及び封緘)	1部

オ 作成に係る留意事項

- (ア) 押印が必要となる応募書類で提出部数が複数の場合、1部は押印されたもの(原本)とし、残りは押印を含んだ複写で構いません。
- (イ) 応募書類に押印する印鑑は、印鑑証明書と同一のものに限ります。
- (ウ) 応募書類は、必要に応じて事務局で複写使用するので、複数枚の場合は複写が容易な仕様としてください。
- (エ) ホチキス止めせず、必要に応じてクリップ等でまとめてください。
- (オ) 提出物は片面印刷としてください。

(6) その他特記事項

ア 実施要領等の承諾

本市は、応募者の申込みをもって、本実施要領及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 応募者の複数提案の禁止

一応募者につき一提案とします。複数提案があった場合は提案すべてを失格とします。

ウ 費用の負担

応募に必要な一切の費用は、応募者の負担とします。

エ 使用言語及び単位

提案に際して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は円とします。

オ 接触の禁止

応募者は、選定委員会の委員及び事務局に属する職員から、協力、助言等(以下「協力等」という。)を受けることは一切できません。

カ 応募書類等の取扱い

- (ア) 応募書類その他応募者から提出された書類(以下「応募書類等」という。)の著作権は応募者に帰属します。
- (イ) 応募書類等に関して本市が知り得た事項のうち、審査結果の公表等で必要とするものを除き、原則としてその内容を他に漏らさないものとします。なお、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどを理由として非公表を希望するものについては、事前にお申し出ください。
- (ウ) 応募書類等は一切、返却いたしません。

(エ) 応募書類等を提出した後の内容変更及び追加は、原則として認めません。

キ 応募の取下げ

応募申込後に取り下げる場合は【様式10】を提出してください。ただし、応募書類等は一切、返却いたしません。

5 事業者選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

本市は買受事業者を選定するため、外部有識者及び本市職員により構成する「学校給食事業委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置します。委員会は提案内容の審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定します。

(2) 選定委員会の運営

委員会は、応募者の企業秘密及び知的財産等を保護する観点から非公開とし、議事内容も非公開とします。

(3) 応募資格の喪失

次のいずれかに該当することが判明した場合、本市はその時点で当該応募者の応募資格を喪失させます。

ア 応募書類等に虚偽の記載があった場合

イ 企画、資金調達、管理運営等の業務を遂行するにあたって支障がある場合

ウ 応募にあたり、委員会の委員又は事務局に属する職員から、協力等を受けていることが判明した場合

エ 他の応募者の提案を妨害するなど、手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合

オ その他公正な審査に影響を与える行為があるなど信頼関係を損なった場合

(4) 審査方針

学校給食事業委託業者選定評価基準（以下「業者選定評価基準」という。）を基に総合的に審査します。ただし、本実施要領に規定する条件等に合致しない提案や「5－（3）応募資格の喪失」に該当する場合は、審査の対象としません。

なお、応募者が1者であった場合も審査を実施します。

(5) 審査方法

業者選定評価基準に基づき審査いたします。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

提出された事業計画に記載がない事項であっても、応募者からの説明及びヒアリングでの発言は、事業内容を拘束するものとします。

また、プレゼンテーション及びヒアリングに当日に理由なく遅刻又は欠席した場合には、その時点で欠格といたします。

(7) その他

天災等の不可抗力による場合、又はプロポーザルを公平に執行することができない恐れがある場合は、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルの延期若しくは中止をすることがあります。この場合において、事業者は、プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。

6 売買契約に関する事項

(1) 仮契約締結及び議決後の本契約

本市は、優先交渉者と別途通知する期間内に売買契約を締結しますが、本物件のうち建物及び調理機器等については、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年留萌市条例第21号）第3条に規定する予定価格を超えるため、議会での議決を得るまでの間、仮契約とします。契約時の印紙税は、買受事業者の負担とします。

契約締結は、応募申込書に記載された名義でのみ行うことができます。

議会の議決をもって本契約となります。

本契約時に、契約保証金（契約金額の10%以上）を本市が発行する納付書により指定する金融機関でお振込みください。

(2) 売買代金の支払い

本契約締結日から30日以内に売買代金を完納していただきますので、売買代金と契約保証金の差額を、本市が発行する納付書により指定する金融機関でお振込みください。この場合、既に納められた契約保証金を売買代金の一部に充当します。なお、契約締結後に契約を解除する場合、契約保証金は本市へ帰属します。

(3) 所有権の移転・引渡し

ア 移転時期

売買契約された物件の所有権は、売買代金を完納したときに本市から買受事業者に移転します。

イ 登記名義人

所有権の移転登記は、応募申込書に記載された名義でのみ行うことができます。

ウ 引渡し

所有権が買受事業者に移転すると同時に、その時点における状態のまま引渡しがなされるものとします。

エ 移転及び買戻し特約の登記

登記関係書類は、本市が所有権移転の登記手続きを行った後、速やかに本市からお渡しします。登録免許税の費用は買受事業者の負担としますので、本市が発行する納付書により指定する金融機関でお振込みください。

また、仕様書6-(3)「用途指定期間」に定める期間において、指定された用途に供されなかったり、所有権を許可なく移転したり、公序良俗に反する使用をしたり、又は風俗営業等の用に供した場合、本市は本物件等を買戻しできるものとして、所有権移転登記と同時に買戻し特約の登記を行います。

なお、買戻し額については、売却時の価格決定方法と同様に市が算定した価格とします。

オ 登記に必要な書類

(ア) 売買代金の領収書の写し（売買代金を完納したことを確認します。）

(イ) 物件受領書（公有財産売買契約書で提出が義務付けられているものです。）

- (ウ) 登録免許税の領収証書原本（登記申請時に添付するものです。）
- (エ) 買戻特約登記承諾書（印鑑登録印を押してください。）
- (オ) 印鑑証明書（改めて提出していただきます。）

（４）その他特記事項

ア 事業開始の期限

本市は提案内容に基づき、売買契約において、必要な改修など経て事業を開始する期限を定めるものとします。ただし、契約締結後、本市の承諾を得た場合に限り、新たに期限を設けることができます。

イ 提案内容の確認

施設の改修や設備の増設など提案内容の整合性を確認するため、買受事業者は、施設の改修や設備の増設などの概要等を本市に提出し、承諾を得てください。やむを得ず事業計画を変更する場合も、あらかじめ本市の承諾を得てください。この場合、本実施要領の趣旨を損なう変更は認められません。

ウ 違約金

仕様書 6－（３）「用途指定期間」に定める期間において、買受事業者が契約を履行しなかった場合、違約金として以下の金額を徴収します。

- （ア）本市の承諾を得ることなく提案内容と異なる用途に供した場合、売買代金の 30%
- （イ）本市の承諾を得ることなく所有権を移転した場合、公序良俗に反する使用がなされた場合又は風俗営業等の用に供した場合、売買代金の 30%
- （ウ）本市の承諾を得ることなく指定した期限までに必要な整備等をせず、事業を開始しなかった場合、売買代金の 10%
- （エ）売買契約で定める報告義務条項の報告を怠った場合や、本市が質問、立入検査、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めたとき、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠った場合、売買代金の 10%

エ 契約解除

買受事業者が売買契約に定める条項に違反し、本市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に是正されないとき、本市は契約を解除することができるものとします。この場合において、買受事業者は、契約の解除により発生する損失を本市に対して請求することはできません。

なお、買受事業者が任意に解約を申し入れた場合及び天変地異等の不可抗力により事業継続が困難となった場合における取扱いは、契約により定めるものとします。

また、買受事業者が契約期間内において、受託事業の継続が困難と判断される場合には、継続が困難となる日から起算して、1 年以上前に市に対し、その理由等を説明すること。

オ 契約不適合責任

買受事業者は、売買契約の締結後、本物件等に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、本市に対して売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除の申し出をすることができません。

カ 費用

契約の締結及びその履行等に関して必要な費用、本物件等の改修、増改築、除却等の工事、形状変更を伴う一切の費用は、全て買受事業者の負担とします。

7 その他

- 本市の総合計画や統計など市政に関する各種資料については、本市のホームページ等を活用してください。本市についての資料の把握に関して費用等が発生した場合においては、全て応募者の負担とします。
- 買受事業者は自らの責任において、計画や改修等に関する住民説明などを適切に行い、円滑な事業の実施に努めてください。
- 改修等に伴う騒音や振動、増改築や除去に起因する電波障害等の問題が生じた場合は、買受事業者の責任において適切に対応してください。
- 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については本市の指示に従ってください。